

令和 7 年芽室町議会定例会 6 月定例会議の運営について（案）

1 提案予定事項について

(1) 町長提案 資料 1 - 1

(2) 議会提案 資料 1 - 2

2 提案予定事項の審査方法について

(1) 令和 7 年度芽室町各会計補正予算 4 件は、予算決算特別委員会に付託し、提案日の本会議休憩中に審査する。

(2) 上記以外の町長提案及び議会提案の議案等は、全件を提案日に本会議において説明の上審議・報告を行う。

3 本会議の日程について

6 月定例会議における本会議の日程は、6 月 2 日（月曜）、1 7 日（火曜）、1 8 日（水曜）、2 0 日（金曜）の 4 日間とする。

4 議案送付期日について

(1) 6 月 2 日（月曜）の本会議の議案送付日は、5 月 2 9 日（木曜）とする。

(2) 6 月 1 7 日（火曜）及び 1 8 日（水曜）の本会議の議案は、6 月 1 3 日（金曜）に送付する。ただし、一般質問以外に議案がないときは当日配布とする。

(3) 6 月 2 0 日（金曜）の本会議の議案送付日は、6 月 1 7 日（火曜）とする。

5 一般質問について

(1) 一般質問は、6 月 1 7 日（火曜）、1 8 日（水曜）の 2 日間で行う。

(2) 通告期間は、6 月 3 日（火曜）の午前 9 時から正午までとする。

(3) 通告は、原則持参とする。ただし議長が、認めた場合はこの限りではない。

(4) 質問時間は、9 0 分以内とし、議場内に発言残時間を表示する。初回は通告どおり一括して質問を行い、再質問以降は、一問一答方式により質問する。

(5) 質問順序は、通告順とする。

(6) 通告書は事務局に備える（議会ホームページからも印刷可能）。

(7) 一般質問の内容は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、質の高い政策論議を目指した内容であることとする。

・ 6 月 3 日（火曜）は、議長（または事務局経由）へ提出する期日であり、提出以降に一切の修文が無いよう、5 月 2 2 日（木曜）から 5 月 3 0 日（金曜）午後 5 時までに、事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了しておくこと。

- ・なお、事務局あてEメール（添付）及びファクスでの事前整理を認めることとする。
- ・通告後に質問内容を撤回する場合は、書式をもって議長（または事務局経由）に提出すること。

6 議員提出議案について

議員提出議案（修正案等を含む）を提出する際は、提出の意思が明確になった段階で、事前に事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了し、議長（または事務局経由）に提出すること。

【令和7年芽室町議会定例会6月定例会議提案予定事項一覧】

資料1-1

区 分	件 名	要 旨	提案日
報 告	(1) 専決処分について報告の件	地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償額の決定に関する報告	初 日
	(2) 繰越明許費繰越計算書作成について報告の件	地方自治法施行令第146条第2項による報告	
	(3) 芽室町下水道事業会計予算繰越計算書作成について報告の件	地方公営企業法第26条第3項による報告	
	(4) 芽室町上水道事業会計予算繰越計算書作成について報告の件	地方公営企業法第26条第3項による報告	
	(5) 債権の放棄について報告の件	芽室町債権管理条例の規定に基づき報告	
議 案	(6) 平和・北明・祥栄辺地(他11件)に係る総合整備計画策定の件	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定による総合整備計画策定の件	
	(7) 芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件	国民健康保険税率の改正	
	(8) 令和7年度芽室町一般会計補正予算(第1号)		
	(9) 令和7年度芽室町下水道事業会計補正予算(第1号)		
	(10) 令和7年度芽室町上水道事業会計補正予算(第1号)		
	(11) 令和7年度芽室町公立芽室病院事業会計補正予算(第1号)		
行政報告	(12) 損害賠償請求事件の判決等について		

令和 7 年芽室町議会定例会 6 月定例会議提案予定事項

令和 7 年 5 月 2 2 日 (木曜)
芽室町議会

区 分	件 名	要 旨	提案日
委員会報告	議会の運営について	議会運営委員会の審議結果報告	初 日
			1 7 日 (一般質問の日程等)
	令和 6 年度議会報告と町民との意見交換会総括報告について	議会運営委員長から報告	初 日